

## 令和4年小樽市議会第2回定例会

### 市長提案説明

令和4年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、今定例会が私にとりまして今任期の締めくくりとなりますので、これまでの4年間の市政運営を振り返り、一言申し述べさせていただきます。

私は、4年前の平成30年8月に市長に就任しましたが、直後の9月6日には、道内に広く被害をもたらした胆振東部地震が発生し、本市においては、地震による直接的な被害はなかったものの、市内全域での停電、いわゆる「ブラックアウト」が発生したため、速やかに災害対策本部を立ち上げて対応しました。

また、令和2年には、今なお全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染が本市においても拡大し、以降、市長任期のうち半分を超える期間、この感染症と向き合っただけではありませんが、この間、私たちの日常は、コロナ禍前には経験しなかった数多くの課題に直面し、感染防止と社会経済活動の維持という難題と対峙し続けてきました。

コロナ禍において、市としてはこれまで、各種事業者に向けた事業継続支援金の支給や、「まるごと小樽プレミアム付商品券」事業、「がんばる補助金」事業など、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」活用事業を始めとして、長期的なダメージを受けてきた地域経済と市民生活に対する下支えを行ってまいりました。

一方で、この4年の間には、脱炭素化やデジタルトランスフォーメーションといった社会変革の大きな動きが世界的に起こりました。市としましても、このような時代の要請に応えるため、令和3年5月に、「ゼロ・カーボンシティ小樽市」を表明し、地域再エネ導入戦略の策定に着手するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めているところです。

また、今年度、総務部情報システム課をデジタル推進室として体制を強化す

るとともに、一部窓口でのキャッシュレス決済や行政手続のオンライン化に着手したところです。

本市においては、最重要課題である人口減少対策のほか、財政調整基金に依存しない財政構造の構築、老朽化が進む公共施設への対応など、課題は山積しておりますが、これらの様々な課題に対し、第7次小樽市総合計画の基本構想において掲げた、「子ども・子育て」、「市民福祉」、「産業振興」、「生活基盤」、「環境・景観」、「生きがい・文化」の6分野のごとの「まちづくりの目指すべき姿」を基本に、市政運営に取り組んでまいりました。

まず、子ども・子育て支援については、令和3年4月に、類似事業や関連性のある業務を集約し、子育て世代のニーズを捉えた施策を一層推進していくために、「こども未来部」を新設しました。

また、子育て世代包括支援センター「にこにこ」の開設や、子育て支援アプリの導入、こどもの医療費の助成拡大などにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実に取り組んだほか、民間保育施設の施設整備等に対する補助や、病児保育事業の開始など、保育環境の充実に努めました。

さらに、子どもの学習・生活支援事業として「おたる子ども未来塾」を開校し、学習の支援や困りごとの相談などの支援に取り組み、子どもたちが希望する進路を選択できるよう努めました。

学校教育については、教材「小樽の歴史」の作成などを通じてふるさと教育の充実を図ったほか、いじめや不登校などへの対応のため、スクールカウンセラーの全校への配置を行い教育相談体制の充実に取り組みました。

また、司書の増員などにより、学校図書館の利用促進を図ったほか、全小中学校に高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末を配備し、教育におけるICTの活用を進め、さらに、学校施設の耐震補強やトイレ等の改修により、児童生徒の安全確保や教育環境の改善を進めました。

市民福祉については、ふれあいパスを持続可能な制度とするため、年間購入

限度を設けるなどの一部見直しを行い、令和3年度から新制度として実施しました。

また、健康寿命延伸の取組として、健康診査について、生活習慣病の未治療者への受診勧奨や保健指導の実施、課税世帯の自己負担額無料化など、国保加入者や後期高齢者医療制度加入者の受診率向上に取り組みました。

さらに、福祉、医療、介護などの複合的課題に対応する窓口として、「福祉総合相談室」を設置し、多様な課題可決に向けて連携する支援体制の構築に努めました。

産業振興について、小樽の地場産業の販路拡大を図る取組としては、水産加工品のブランド化に対する支援、新商品開発や商談会への出展、催事開催などに対する支援を実施したほか、中小企業や小規模事業者に対しては、新規創業者に対する補助や事業承継支援、空き店舗対策支援事業を実施しました。

観光振興としては、小樽観光協会の観光地域づくり法人、DMOの登録に向けた取組を進めたほか、小樽港については、開発、利用及び保全の指針となる「小樽港港湾計画」を改訂し、また、第3号ふ頭においては、大型クルーズ船の受入環境整備やにぎわいづくりを目指して、岸壁の改良工事や、クルーズターミナル、基部緑地等の整備を進めているところです。

生活基盤について、防災・消防の取組としては、事前防災・減災と迅速な復旧の指針である「小樽市強靱化計画」や、災害発生時に市の業務を迅速かつ的確に行うための「業務継続計画」を策定したほか、小樽市総合防災訓練において初めて災害対策本部の運営訓練を行うなど、実践的な訓練を実施しました。

また、防災行政無線の整備やFMおたるの難聴地域の解消を進め、災害時の情報伝達能力の向上に努めたほか、消防署手宮支署の建設や消防車両の更新を進めるなど、消防体制の充実に取り組みました。

まちづくりの取組では、庁内の体制を新幹線・まちづくり推進室として強化するとともに、新幹線新駅の開業に向け、官民連携の「北海道新幹線活用小樽

まちづくり協議会」を設置し、官民一体となった新幹線新駅の開業に向けた取組を進め、「おたる新幹線まちづくりアクションプラン」を策定したほか、小樽駅前地区の整備に向け、「JR小樽駅前広場再整備基本計画」を策定しました。

また、公共交通では、生活バス路線運行費補助により、乗合バス事業者に対する補助を実施し、市内バス路線の維持及び確保に取り組みました。

さらに、持続可能で効率的なまちづくりに向けて、「立地適正化計画」の策定を進めているところです。

除排雪の取組としては、除雪対策本部を前倒しして設置し、計画的で効率的な除排雪の実施に努めたほか、ロードヒーティング施設の計画的な更新や、バス路線や主要な通学路等を優先した除排雪に取り組み、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めました。

環境・景観については、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園遊具などの更新を進めました。

生きがい・文化については、小樽市歴史文化基本構想を策定し、文化財の指定を促進しました。

また、図書館や美術館の施設改修、総合博物館の展示整備を実施したほか、国の重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店の耐震補強工事及び保存修理工事を進めました。

さらに、総合体育館長寿命化計画を策定し、プール機能を備えた新総合体育館の整備に向けた取組に着手したほか、手宮公園競技場の設備等の更新を進めました。

その他主要な取組に関して、公共施設については、公共施設再編計画及びその実施時期を定めた長寿命化計画のほか、本庁舎及び総合体育館の個別の長寿命化計画を策定し、建物の性能や安全性を維持していくための方針を定めまし

た。

また、国立小樽海上技術学校及び小樽市立高等看護学院の移転先として、旧北海道小樽商業高等学校の敷地及び施設を取得し、廃止の方向が示されていた海上技術学校を短大として存置することができました。

「ふるさと納税」制度に係る取組としては、まず、専任職員を配置して体制を強化した上で、返礼品登録制度を導入し、返礼品の充実を図ったところがあります。このことにより、令和3年度の寄附額はその前年度を大幅に上回り、過去最高額となる見通しです。

さらに、移住支援の取組としては、首都圏などからの移住者を対象とした「移住支援事業」を開始するなど、移住の促進に努めており、今年1月には「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」のスローガンを作成し、効果的な人口減少対策を図ることとしたところです。

最後になりますが、懸案となっておりました「高島観光船訴訟」の損害賠償金に係る前市長に対する求償権の行使について申し上げます。

この間、前市長を含めた当時の関係職員等に対する事情聴取などを行ってまいりましたが、結果、違法な許可等に関わって、前市長の行為には、国家賠償法第1条第2項に規定する「故意又は重大な過失」があったと判断するに至りました。

このことから、過日、報道発表をいたしましたとおり、前市長に対し、原告にお支払いしました6,553万1,865円と同額を市に納付するよう、本年6月1日付けで同項の規定に基づく求償権を行使したところであります。

今後におきましては、債権回収を図ることはもちろんのこと、違法な許認可等に至った経緯を明らかにし、市民の皆さんに対する説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。

以上、これまでの4年間を振り返り、主な施策・事業の概要を御説明いたしましたが、市政の運営に当たっては、市民の皆様との対話を重ねながら、安全

で安心な生活を支え、強みを生かした経済政策や将来を志向したまちづくりを進めていき、人口減少に歯止めをかけ、市民の皆様が豊かで幸せに暮らせるまちを実現できるよう、取り組んでいくことが重要であると考えております。

これまでの市政の運営に当たり、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆さんから御理解と御協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和4年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第1号の一般会計補正予算の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴う対応として、これまで保健所で行っていた行政検査の外部委託経費や、入院医療費の公費負担増加分として「新型コロナウイルス感染症対策事業費」を増額するほか、自宅療養者の健康観察業務等を新たに外部へ委託するため、「クラスター対策事業費」を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、医療的ケア児の地域での活動を支援するため、保育所等へ看護師等を派遣する「医療的ケア児等総合支援事業費」や、銭函小学校の敷地内にある放課後児童クラブの建物を新築するための実施設計等に係る経費として「銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費」を計上したほか、プール機能を備えた総合体育館の建替えに向けた基本構想を策定する「新総合体育館基本構想策定事業費」を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、4億5,894万2,000円の増となり、財政規模は、592億3,044万円となりました。

議案第2号の病院事業会計補正予算につきましては、「新型コロナウイルス

感染症緊急包括支援交付金」を活用し、医療機器の整備を行うため、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第11号までについて説明申し上げます。

議案第3号 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担の限度額を引き上げるものであります。

議案第4号 市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を見直すほか、令和4年度税制改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第5号 重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療における被保険者の一部の自己負担割合が1割から2割となることに伴い、これに該当する重度心身障害者に対し、引き続き自己負担割合が1割となるように医療費の助成を行うとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第6号 ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 工事請負契約につきましては、旧色内小学校解体工事の請負契約を締結するものであります。

議案第8号 工事請負契約につきましては、（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第9号 工事請負契約につきましては、忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第10号 動産の取得につきましては、ロータリ除雪車を取得するもの

であります。

議案第 11 号 過疎地域持続的発展市町村計画の変更につきましては、総合体育館長寿命化計画の策定に伴い、総合体育館に係る記述を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。